

○ 労働安全衛生規則

(計画の作成に参画する者の資格)

第92条の3 法第88条第5項の厚生労働省令で定める資格を有する者は、別表第9の
 状態欄に掲げる工事又は仕事の区分に応じて、同表の下欄に掲げる者とする。

《別表第9 (抄)》

工事又は仕事の区分	資格
別表第七の上欄第十二号 に掲げる機械等に係る工 事	一 次のイ及びロのいずれにも該当する者 イ 次のいずれかに該当する者 (1) 足場に係る工事の設計監理又は施工管理の実務に三年以上従事した経験を有すること。 (2) 建築士法第十二条の一級建築士試験に合格したこと。 (3) 建設業法施行令第二十七条の三に規定する一級土木施工管理技術検定又は一級建築施工管理技術検定に合格したこと。 ロ 工事における安全衛生の実務に三年以上従事した経験を有すること又は厚生労働大臣の登録を受けた者が行う研修を修了したこと。 二 労働安全コンサルタント試験に合格した者で、その試験の区分が土木又は建築であるもの 三 その他厚生労働大臣が定める者